

上之御殿エリアの設計について(脇門石牆含む)

1. 上之御殿エリアの整備方針（p.2～）

（1）エリア全体の整備方針	・・・2
（2）上之御殿広場の計画高	・・・3
（3）上之御殿広場の舗装計画	・・・4
（4）西側広場計画	・・・5
（5）東側石積の計画	・・・7
（6）立岩の計画	・・・8
（7）北側階段の計画	・・・9
（8）東側石階段の計画	・・・12
（9）眺望広場の計画	・・・13
（10）上之御殿エリアの植栽計画	・・・14
（11）設備計画	・・・16

2. 脇門石牆の整備方針（p.18～）

1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

（1）上之御殿エリア全体の整備方針

- 上之御殿エリアは、これまでの発掘調査で多くの地下遺構が発見されており、これらの遺構等は、将来の中城御殿全体の文化財指定に向けて、適切に保存・活用する必要がある。
- そのため、今回の整備では**遺構の保護を最優先とし、中長期的な文化財整備も見据え、公園事業としての整備は最小限とする。**
- 庭園部分については、将来の文化財指定の支障とならないよう、**整備は最小限とする。**



遺構の例（立岩周辺遺構）



遺構の例（西側石積み遺構）

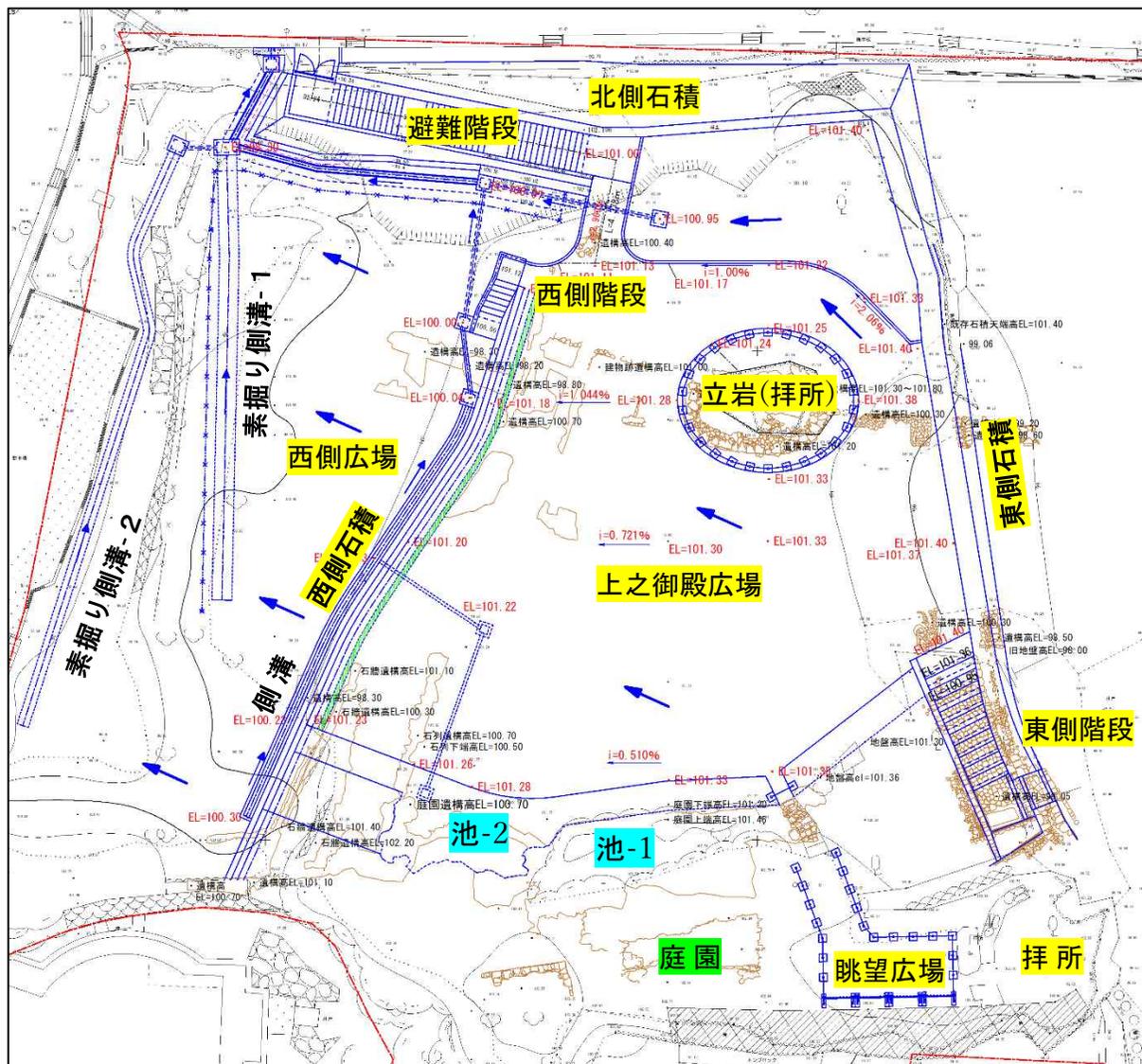


遺構の例（上之御殿庭園遺構）

1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

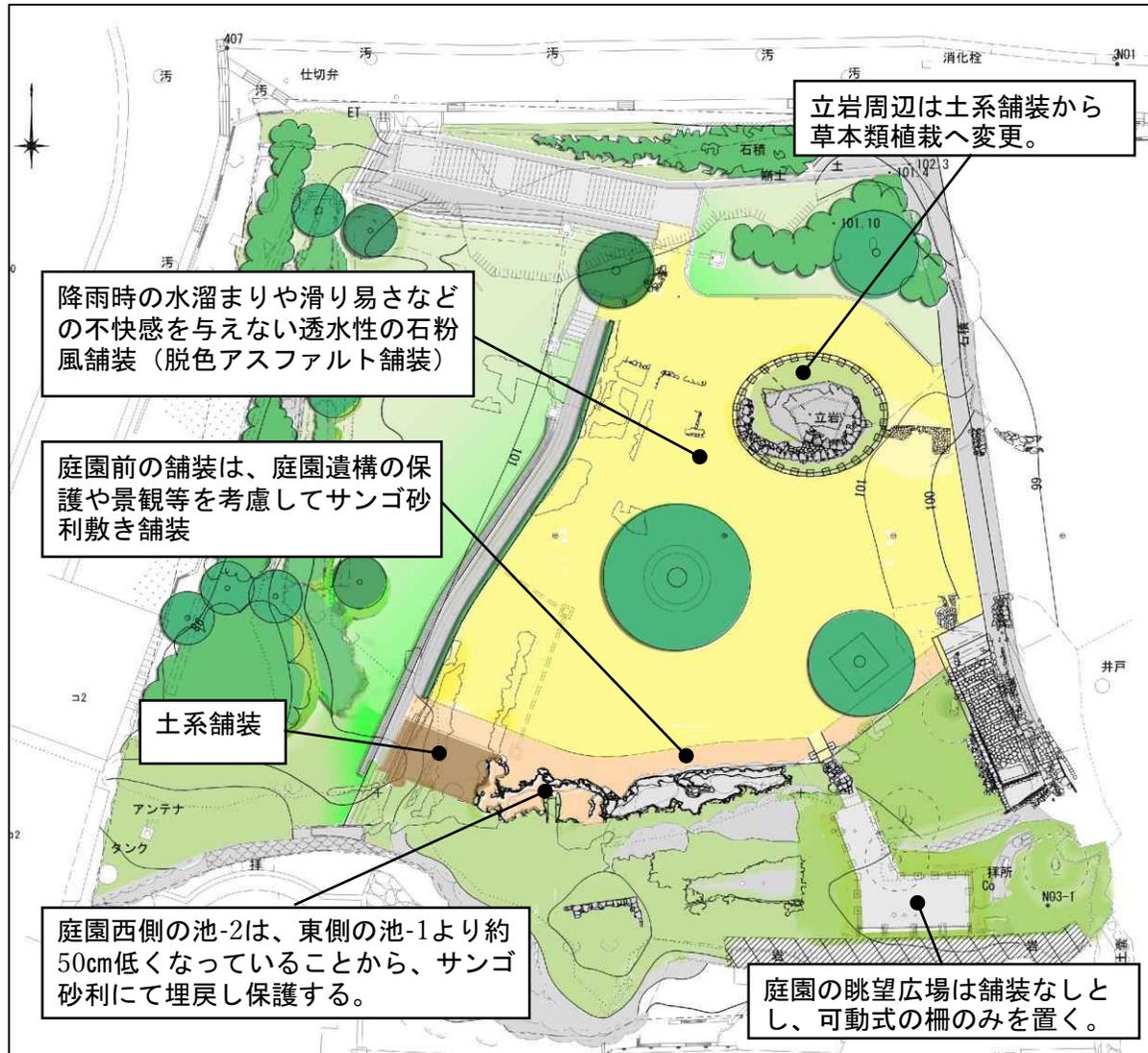
(2) 上之御殿広場の計画高

- 広場東側及び立岩周辺の計画高は、石積遺構や古写真、残存石積、旧階段等の分析結果を踏まえ設定する。
- 庭園前の計画高は、池下端高を参考に設定する。
- 広場西側及び北側の計画高は、広場の利便性や雨水排水処理を考慮し、広場勾配を $i=0.50\sim 1.00\%$ を目安に設定する。但し、立岩北側については、遺構保護を考慮して $i=2.00\%$ を目安とする。庭園前の計画高は、現況地盤高の $EL=101.10\sim 101.30$ を計画地盤高と設定する。



1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

(3) 上之御殿広場の舗装計画



▲石粉風舗装(脱色アスファルト舗装)イメージ (首里城公園)



▲サンゴ砂利舗装イメージ (国営首里城公園)



▲土系舗装イメージ (国営首里城公園)

1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

（4）西側広場計画

【西側広場の造成計画】

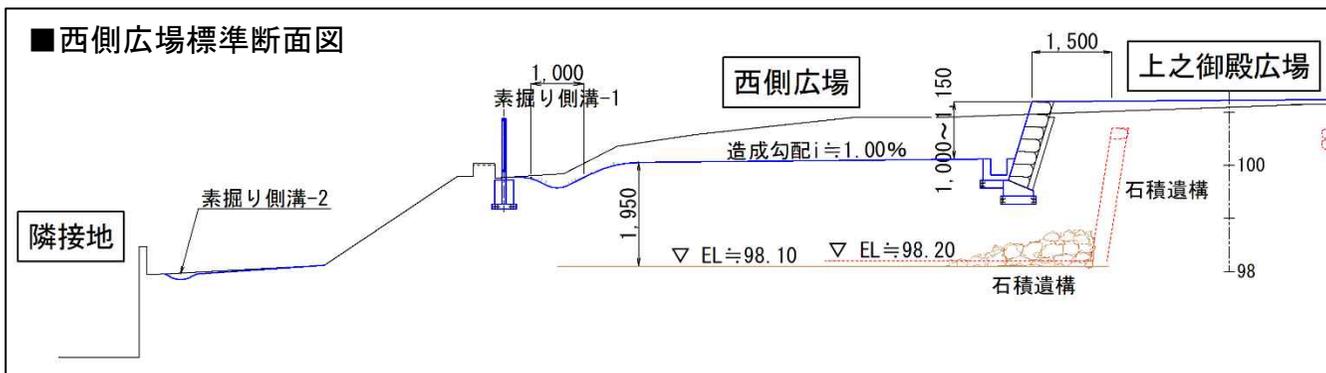
- 上之御殿広場と西側広場間に往時あった旧地形（段差）を表現するために新規石積を設置する。
- 新規石積は、石牆遺構より約1.50m前面に設置し、中城御殿の景観に馴染む仕上げを行うものとする。
- 西側広場の計画高は、植栽を考慮して旧地盤高より約1.5m以上の離隔を確保する。
- 西側広場は、旧地盤を再現するため可能な限り平坦とする。

【西側広場へのアクセス階段計画】 …… P3の平面図参照

- 西側広場へ降りる階段等の遺構は検出されていないが、西側広場の維持管理のために、新たに階段を設ける。
- 上之御殿広場や庭園の景観を考慮して広場北側に設置する。
- 西側階段の幅員は $W=1.20\text{m}$ とし、蹴上高は $h=16\text{cm}$ 、踏み幅は $b=30\text{cm}$ とする。

【西側広場の排水計画】 …… P3の平面図参照

- 上之御殿広場からの雨水排水は、新規石積沿いに側溝を設け北側階段沿いに設ける雨水排水施設に接続し処理する。
- 既存石積の上部と民地駐車場沿いに、民地へ雨水排水が流れこまないよう素掘り側溝を設ける。



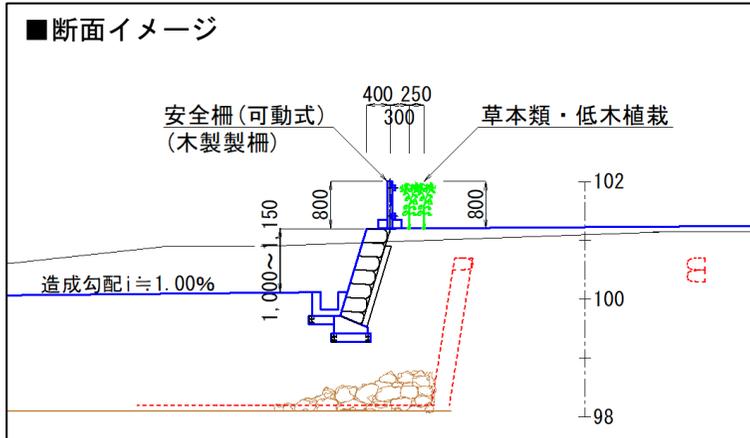
▲ 素掘り側溝の事例（国営首里城公園）

1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

（4）西側広場計画

【段差の安全対策】

- 歴史的な景観に馴染む木柵（H=0.8m）と植栽（生垣、草本類）の組合せとする。



▲安全柵と植栽の事例（首里城公園）



▲木柵の事例（今帰仁城跡）



▲生垣の事例（国営首里城公園）

1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

（5）東側石積の計画

【基本的な考え方】

- 東側の残存する石積は、修理し、活用する。
- 石積がない箇所は新たに石積擁壁を整備する。外観の仕上げについては景観に馴染むよう配慮する。

【計画石積の壁面勾配】

- 計画東側石積の壁面勾配は、門跡付近では 86° （約1分）とする。
- 既存石積に連なる範囲は、既存石積の壁面勾配 74° （約3分）を採用する。

【計画石積の積み方】

- 石積の積み方は、既存石積の積み方を踏襲し相方積みとする。
- 石積を嵩上げする場合は、古写真と同様な布積みとする。

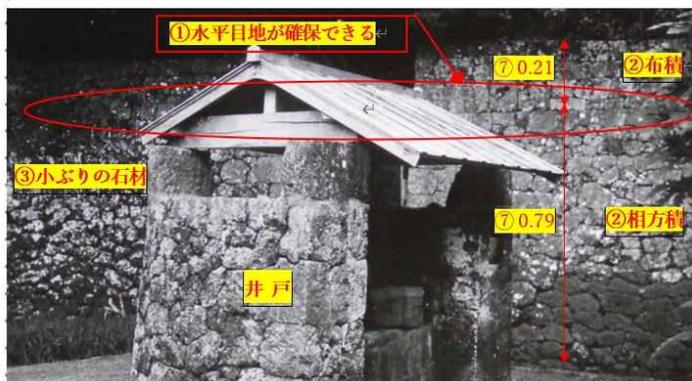
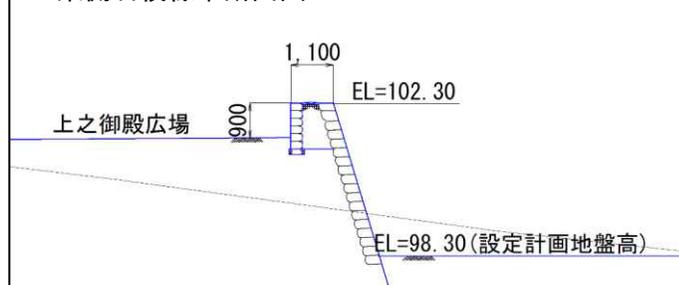
【計画石積の計画高と天端幅】

- 計画石積の天端幅は、階段（門跡）付近で検出された石牆幅を参考に $B=1.10\text{m}$ と設定する。天端は漆喰仕上げとする。
- 古写真の分析などから往時の石積みの高さを推定し、推定の高さに合わせた整備（ $H=0.9\text{m}$ ）とする。

※首里城城壁での事例

首里城外郭の胸壁高 $h=0.9\text{m}$ ／首里城東アザナの胸壁高 $h=1.08\sim 1.20$ ／右掖門への通路北側の壁高 $h=1.1\sim 1.6\text{m}$ ／北城郭（内郭）の壁高は $h=1.05\text{m}$

■ 東側石積標準断面図

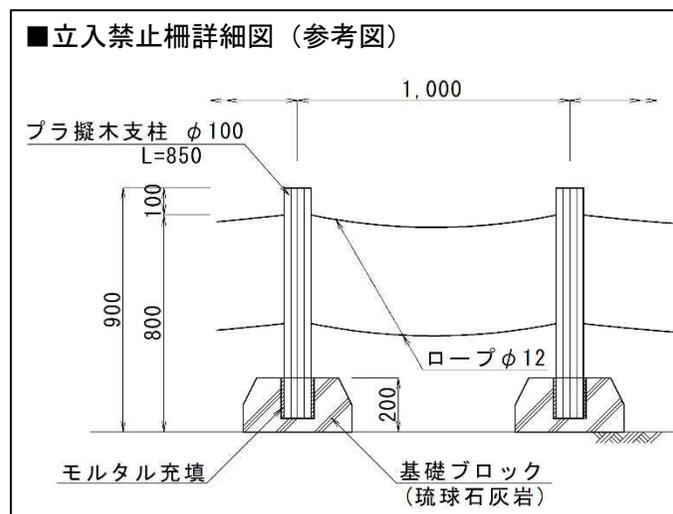
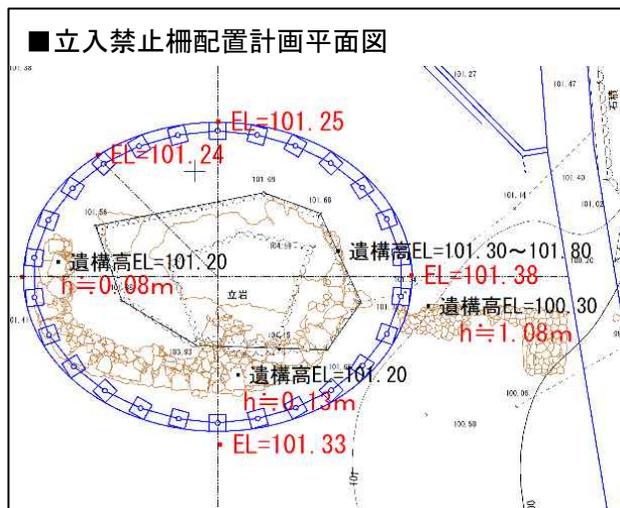


▲上：古写真による石積高分析（古写真：（一財）沖縄美ら島財団 所蔵）／ 下：残存石積み

1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

（6）立岩の計画

- 立岩は、風化が進行し落石の危険性がある。また、立岩周辺には石積遺構が残存し、その一部が露出する。よって、**立岩の外周に来園者の安全や遺構保護を目的とした進入禁止柵を設置する。**
- 進入禁止柵は、立岩から1.50m程度離れた位置に配置する。景観に配慮しロープ柵とし、地下遺構を考慮し据置き型とする。



▲立岩（拝所）の状況



▲ロープ柵の事例（今帰仁城跡）

1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

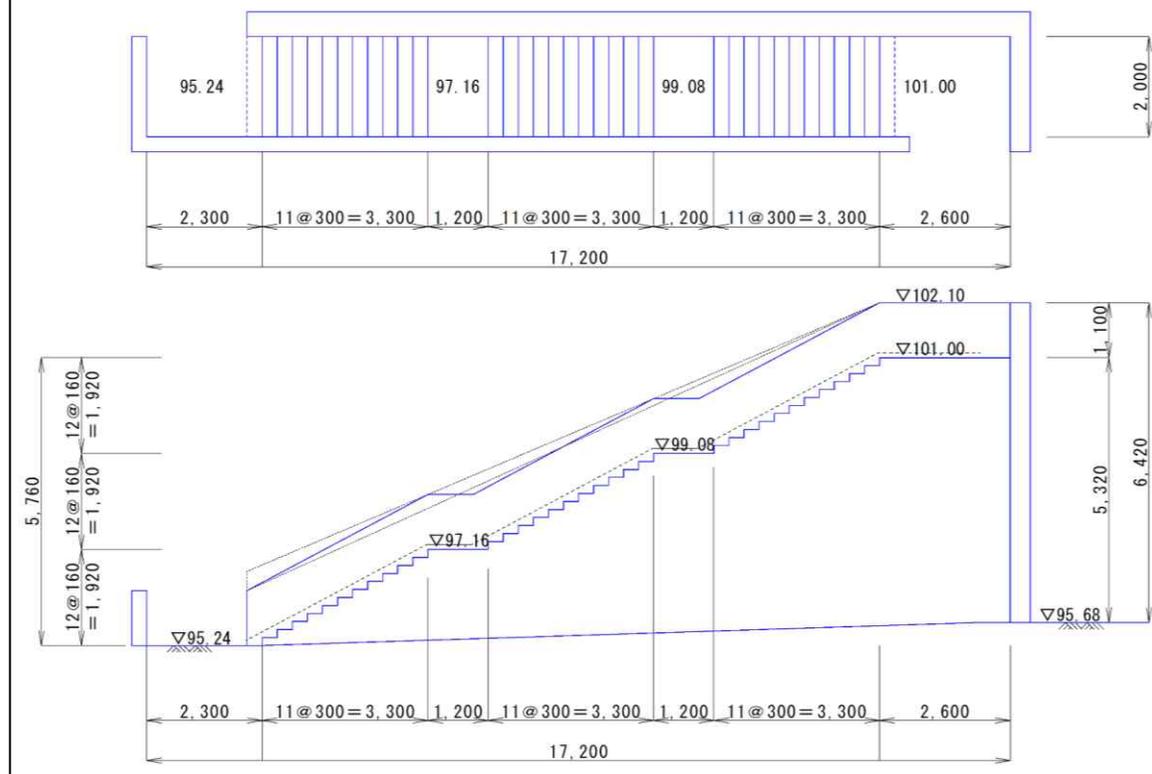
（7）北側階段の計画

- 上之御殿エリアからの緊急時避難経路として、**北側に階段を設ける**こととする。
- 避難路(階段)は、公園区域が接している市道当蔵3号線沿いに真っ直ぐに設置し、市道への出入口は、道路幅員の広い市道桃原池端線により近い箇所に接続する。
- 避難路(階段)は、**土留めを兼ねた擁壁**を用いて整備する。（次ページ参照）
- 電柱や道路標識、崩落の危険性の高い二段石積に留意して配置する。
- 階段及び擁壁の外観は、中城御殿の景観に馴染む仕上げを行うものとする。
- 発掘調査にて遺構が検出された場合は、検出遺構を基に計画を見直すものとする。

【階段構造】

- 階段幅員は、介添えを必要とする避難者を考慮して2人同時に避難できる幅員 $W=2.00\text{ m}$ （有効幅員 $W=1.80\text{ m}$ 以上）とする。
- 階段構造は、ガイドラインを基に蹴上高を $h=16\text{ cm}$ 、踏み幅は $b=30\text{ cm}$ とし、踊り場は 120 cm とする。

■ 避難階段平面図・断面図

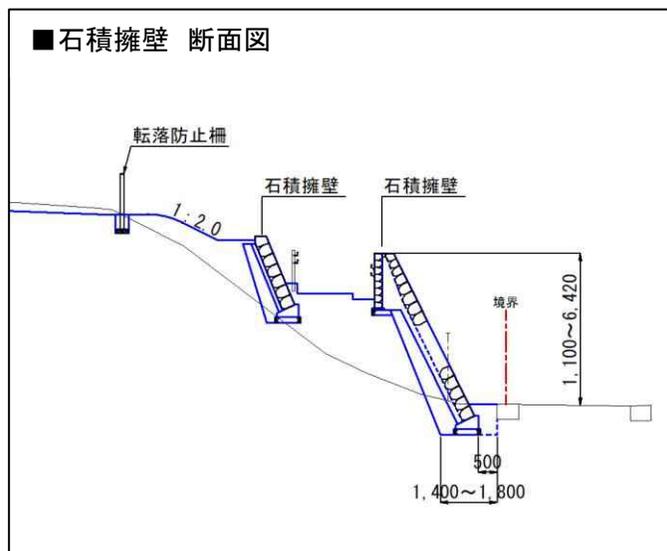
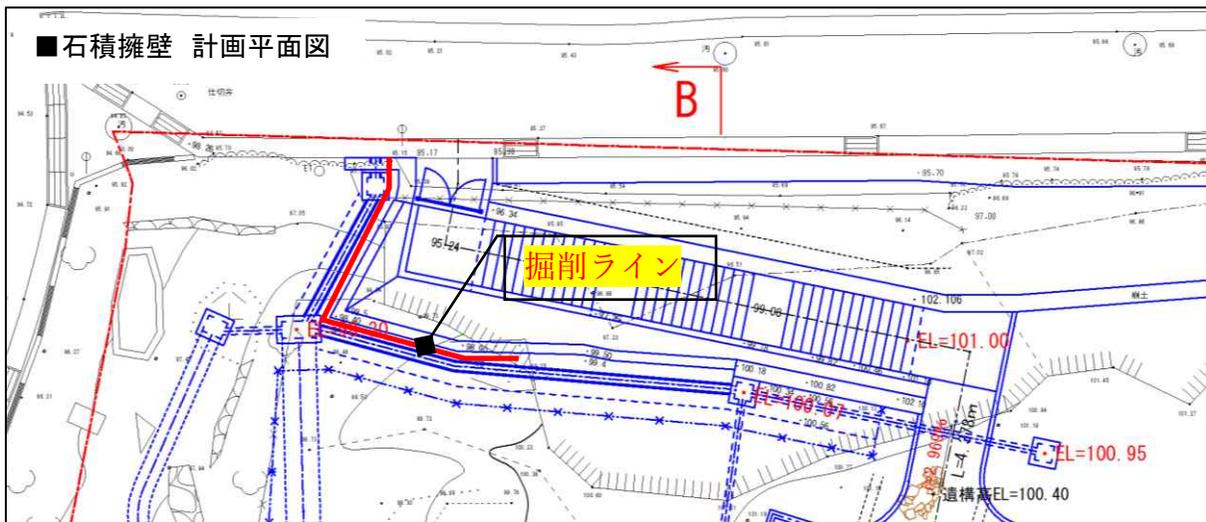


1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

（7）北側階段の計画

【土留擁壁(石積擁壁)】

- 石積擁壁は、壁面に勾配があるため市道通行者へ圧迫感を与えない。
- 施工時の掘削幅は、1.40～1.80mとなり地形の改変は小さい。
- 石積の外観は、隣接する石積と同様な積み方や仕上げが容易である。



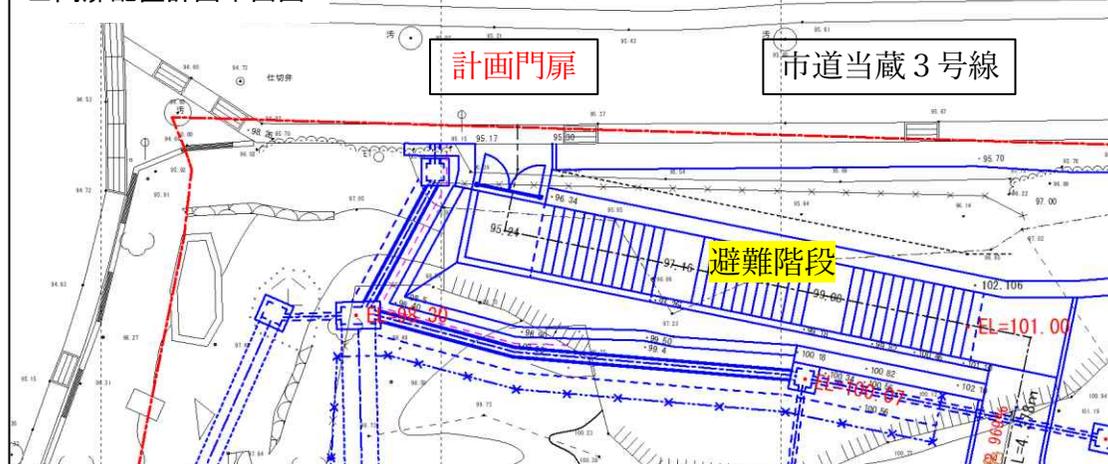
1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

(7) 北側階段の計画

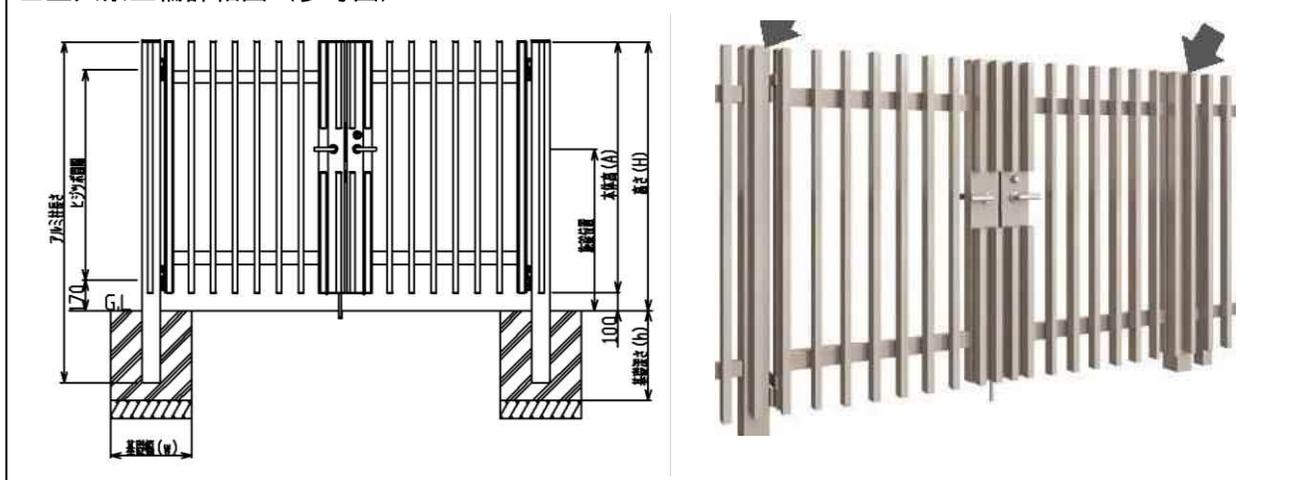
【保安対策】

- 中城御殿閉園時の上之御殿エリアへの侵入を防止する門扉を設置する。
- 避難階段の出入口である市道側に設置する。
- 両開きの幅 $w=2.0\text{m}$ 、高さ $h=1.2\text{m}$ とする。
- 材質は、耐久性を考慮してアルミ製とする。
- 門扉は、内側が見える縦格子とする。
- 門扉の色は、石積に馴染むシルバー系とする。

■ 門扉配置計画平面図



■ 立入禁止柵詳細図（参考図）

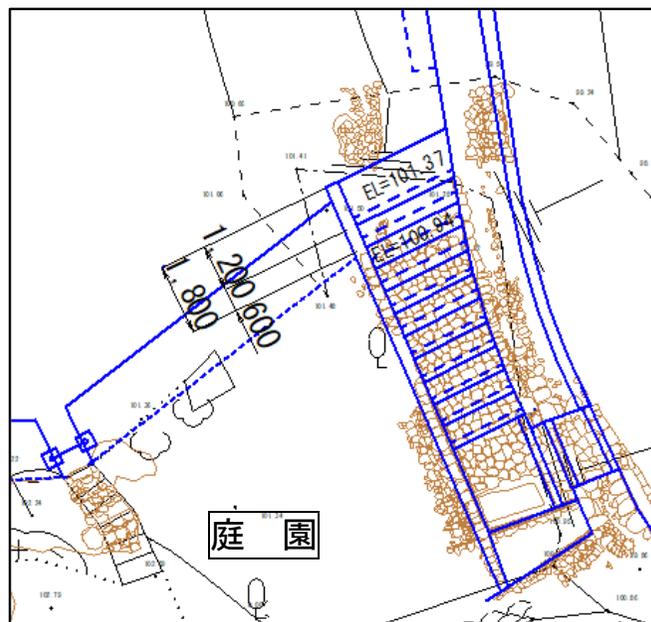


1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

（8）東側石階段の計画

- 検出された旧階段の最上部の高さはEL=100.95となっているが、階段上部周辺の計画地盤高EL=101.40との高低差が約h=45cm生じることから、次の案で整備する。
 - スロープではなく、旧階段と同様な蹴上と踏み幅の階段を**新たに2段設置**する。（延長L=1.80mになると想定）

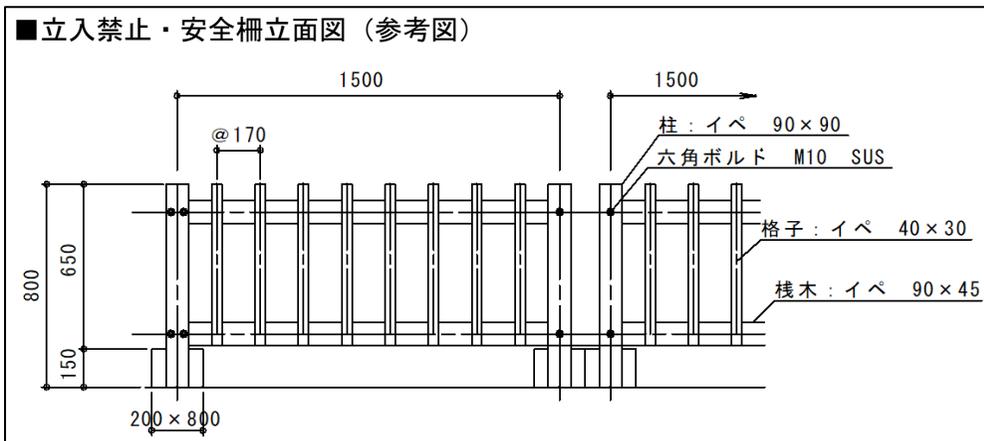
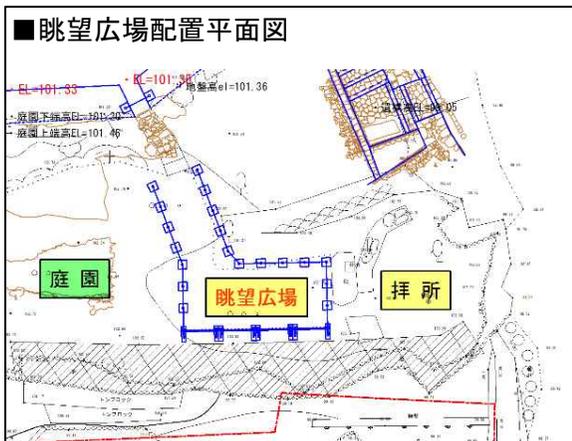
■ 階段案



1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

（9）眺望広場の計画

- 眺望広場は、首里城や龍潭、中城御殿建物の屋根が一望できる箇所に配置する。
- 眺望広場廻りには、遺構保護及び拝所への立入制限、安全対策として柵を設置する。
- 眺望広場からの見学は、遺構保護及び見学者の安全面を考慮して、スタッフ等が同行することを前提として設計するが、具体的な管理運営方法については、引き続き検討を行う。

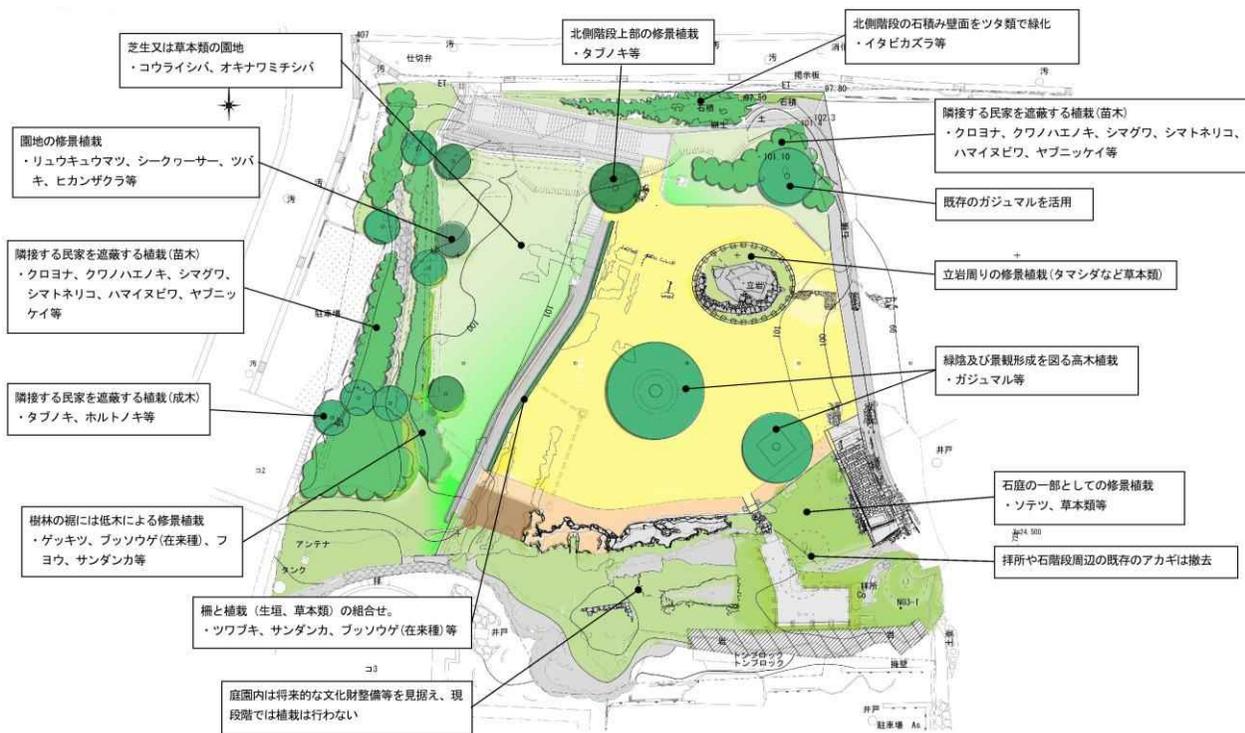


▲眺望広場からの首里城公園方面を望む

1. 上之御殿エリアの整備方針 (案)

(10) 上之御殿エリアの植栽計画

- **遺構が確認されている旧階段や庭園周辺などのエリア(南側・東側)は抑制的な植栽とし、新たな擁壁や造成を行うエリア(西側・北側)は修景植栽や遮蔽植栽を検討する。**
- 庭園手間の首里城への**視点場近くにガジュマル等の高木を植栽することで緑陰を形成し、樹木下には円卓ベンチなどを設置し、木陰から首里城を眺められる空間を創出する。**
- 外周植栽として隣接する民家を遮蔽するため、成木と苗木による遮蔽植栽を行う。また、足元には低木による修景植栽を行う。
- 発掘調査における花粉種子分析の結果や、文献資料における進上物リストにある樹種を取り入れる。(リュウキュウマツ、シークワサー、クワノキ、サンダンカ、ソテツなど)
- 南側庭園内の植栽については、古写真や文献などの資料が少なく再現する事が困難なため、**将来的な文化財整備等を見据え、現段階では植栽は行わない**こととする。
- 遺構に影響を与えそうな樹木については、防根シートを活用する。



ガジュマルと思われる立岩上部の植物。

1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

■イメージパース



1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

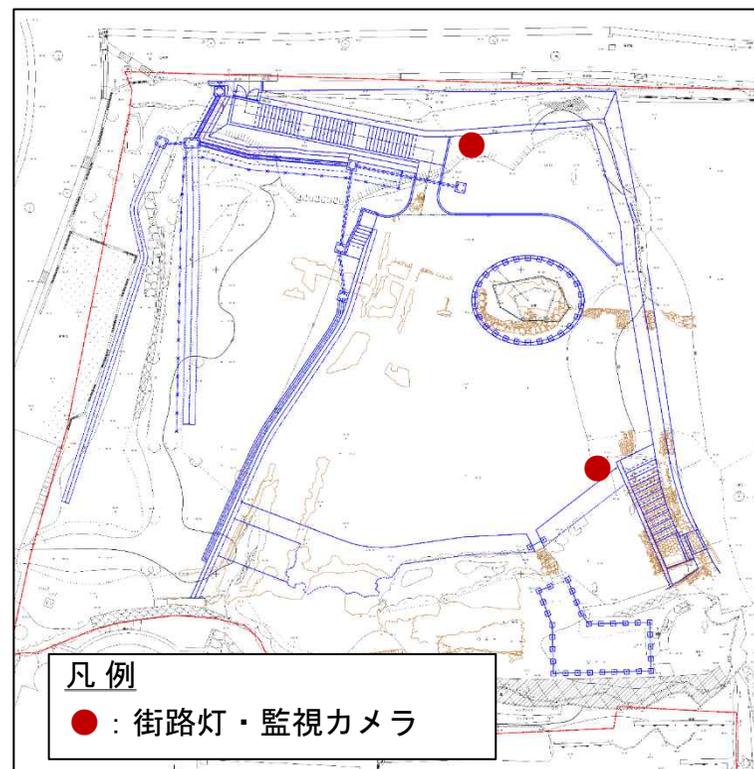
（11）設備計画

平成26年度 中城御殿跡地整備検討業務より電気設備計画及び機械設備計画の概要（一部加筆修正）を下記以降に示す。

【電気設備計画】

- 上之御殿エリアの管理運営に資するため、電灯設備、監視設備を設けることを基本とする。
- 庭園の夜間使用時の園地照明を設ける。
- 電源は中城御殿エリアより引き込むものとする。
- 開園時の入館者の動向や閉園後の防犯目的に監視カメラを設置する。
- 入館者の動線、監視範囲を考慮し適切に配置する。
- 事務室に監視モニターを設置する。

■ 電気設備計画図



1. 上之御殿エリアの整備方針（案）

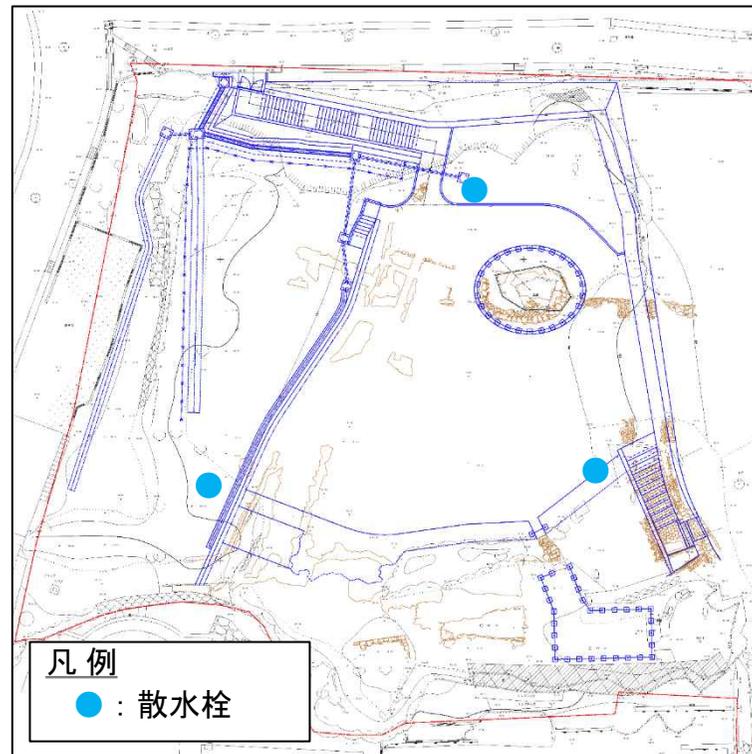
（11）設備計画

平成26年度 中城御殿跡地整備検討業務より電気設備計画及び機械設備計画の概要（一部加筆修正）を下記以降に示す。

【機械設備計画】

- 整備される上之御殿エリアを良好に保全し、上之御殿エリアの植栽など園地を管理するために、散水設備を設けることを基本とする。
- 散水に使用する水は、中城御殿エリアより引き込むものとする。
- 散水栓は景観を考慮し、埋設型とする。

■ 散水設備計画図



2. 脇門石牆の整備方針（案）

（1）脇門石牆の整備方針

脇門石牆の整備方針

- 現存する石牆は往時の姿を残すものであり、それ自体に価値がある。しかし、崩落の危険性があることから、**文化財相当の整備**設計を行う。
- 欠損・崩落箇所を修復するほか、後世に積み直しされたと推定される、積み方が異なる箇所（布積み・野面積み）についても解体し、相方積みで積み直す。
- 解体範囲は、最小限の範囲とする。

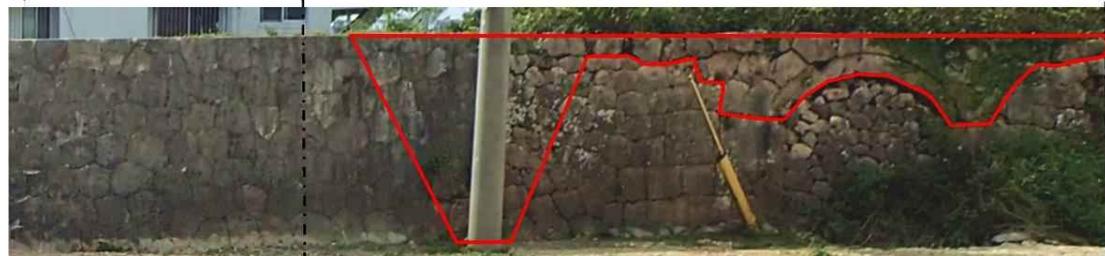
【修復方針】

- 修復の際は、残存する石積の積方を踏襲する。すでに崩壊している箇所については、周辺の石積の状況や既往資料等を参考に決定する。
- 解体した石材を修復する際には、解体前と同じ位置に積むことを原則とする。なお、既に崩落した箇所の修復にあたっては、周辺の石積の状況や既往資料等を参考に決定する。
- 天端高が一定していない箇所や天端高が不明な箇所の修復にあたっては、残存する健全な石牆天端高を基本高として修復する。
- 石積の倒れが見られる箇所や、すでに石積が崩落している箇所については、残存する健全な石積勾配を参考に修復する。
- 解体・修復の際に用いる古材は、石材の変状が崩落の誘因とならないよう、使用の可否を検討のうえ決定する。
- 修復は、現存する古材(琉球石灰岩)を用いる事を原則とするが、古材が不足している箇所、もしくは古材の亀裂や風化が著しい箇所は、新材(琉球石灰岩)を用いて修復を行う。
- 新材を使用している箇所は、古材との違いが判るよう鉛板などで表示を行う。

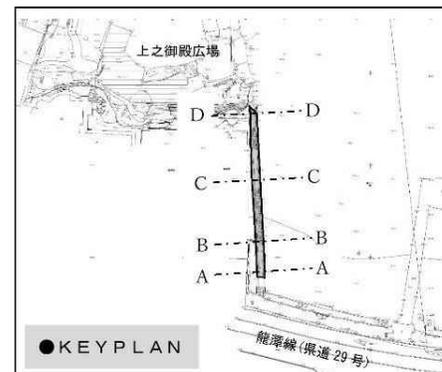
2. 脇門石牆の整備方針（案）

■解体修復範囲(石牆内側)

① 石牆内側(解体修復範囲)
龍潭線



石牆内側-1



石牆内側-2



石牆内側-3

 : 解体修復範囲

2. 脇門石牆の整備方針（案）

■解体修復範囲（石牆外側）

②石牆外側(解体修復範囲)

上之御殿広場



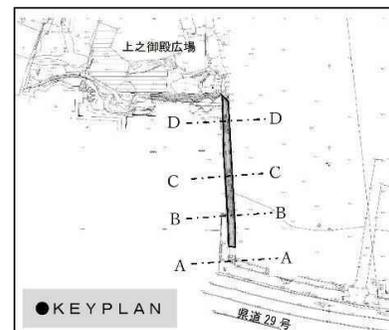
石牆外側-1



石牆外側-2



石牆外側-3



■ : 解体修復範囲